

補助金・交付金チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)	労働福祉事業補助金	開始 年 度	平成5年度
----------------	-----------	-----------	-------

団 体 名	連合北海道函館地区連合会
-------	--------------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	・函館市補助金等交付規則 ・函館市労働福祉事業補助金交付要綱
-------------------------	-----------------------------------

○補助事業の内容および目的・効果

内 容	労働・法律相談事業の実施
目 的	(目 的) 中小企業労働者や未組織労働者等のセーフティネットとして労働相談を実施し、労使間のトラブル等の解決のための支援を行い、労働者の労働条件の改善および生活の安定を図る。
・ 効 果	(効 果) 地域の雇用情勢は改善傾向にあるものの、労働条件に係るトラブルや職場環境・人間関係などからくるストレスを抱えて悩んでいる労働者が依然として多いことから、これらのトラブル解決や問題が深刻化する前に未然に紛争防止を図るなど、労働、雇用環境の向上に寄与し、経済活動の活性化に繋がっていくものである。

○補助事業の収支状況

(単位：千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金		計
		市	その他					
収 入	26	3,313			5,144			8,457
	27	3,313			3,989			7,302
	28	3,313			4,213			7,526
	29	3,313			4,245			7,558
	30	3,313			3,915			7,228
支 出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等			計
	26			8,457				8,457
	27			7,302				7,302
	28			7,526				7,526
	29			7,558				7,558
	30			7,228				7,228

補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	労働福祉事業補助金
----------------	-----------

○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	地域の雇用情勢は改善傾向にあるものの、労働条件に係るトラブルや職場環境・人間関係などからくるストレスを抱えて悩んでいる労働者が依然として多いことから、これらのトラブル解決や問題が深刻化する前に未然に紛争防止を図るなど、労働、雇用環境の向上に寄与し、経済活動の活性化に繋がる等、公益性の高い事業である。
2	必要性（補助しなければならない事業であるか）	☒	☐	労働に係る相談をはじめ、労働争議に至る相談など、多岐にわたる労働相談に対応している。
3	自主性（自主自立に向け努力しているか）	☒	☐	組合員等から会費を徴収し、自主財源の確保に取り組んでいる。
4	有効性（他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か）	☒	☐	複雑、多様化する労働・法律相談は、専門的知識はもとより、個別的、継続的に対応できる体制が必要であるが、これら体制等を有し、相談業務実績のある労働団体へ補助することが有効である。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	☐	
2	補助金等の使途は適切である	☐	
3	積算基準は定められている	☐	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	☐	
5	前年度繰越金は生じていないか	☐	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	☐	
7	経常経費の節減に努めているか	☐	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

補助金・交付金チェックシート (No. 3)

補助金名 (交付金名)	労働福祉事業補助金
----------------	-----------

○補助効果の検証

(効果測定方法, 具体的な数値等)

多様化する相談に的確に対応することが重要であり, また, 労働相談は雇用情勢に連動するため, 相談人数を適切な指標とするか難しいところであるが, 相談人数を効果測定値と位置付ける。

(達成状況)

[平成30年度実績]

相談人数238人(実人数 1人につき複数回の相談あり)

※継続事業は, 直近の実績 新規事業は, 効果のみ記載してください。

(評価)	(理由)
十分効果をあげている ☐	
一定の効果をあげている ☒	
効果が疑問である ☐	
その他 ☐	必要に応じて弁護士による法律相談を行う等, 多岐にわたる相談に対応している。

○今後の方向性

☒ 現行のまま補助を継続	(見直しの内容) (見直しの時期)
☐ 見直したうえで補助を継続	
☐ 廃止	
☐ その他	

(廃止の理由)	(その他の内容)
(廃止の時期)	

○終期の設定

終期設定	☐ 終期到来により廃止	次回チェック年度(予定)
令和3年度	☒ 終期到来時に再検討	

令和3年度
